

特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

目次

1. 特別支援教育の現状について..... p.3
2. 令和4年度当初予算案.....p.10
3. 「障害のある子供の教育支援の手引」.....p.14
4. 参考.....p.16

1. 特別支援教育の現状について

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約146,300人 (※令和3年度) (平成23年度の約1.2倍)	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人) 合計：約326,500人 (※令和3年度) (平成23年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) 合計：約134,200人 (※令和元年度) (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の 0.8% (※令和3年度)	小学校：約232,100人 中学校：約 91,900人 義務教育段階の全児童生徒の 3.4% (※令和3年度)	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度) 義務教育段階の全児童生徒の 1.4%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級 6人 【高】 1学級 8人 ※重複障害の場合、1学級 3人	1学級 8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.0倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成23年度)		(令和3年度)
1,054万人	0.9倍	961万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

28.5万人	1.9倍	53.9万人
<u>2.3%</u>		<u>5.6%</u>

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人	1.2倍	8.0万人
<u>0.6%</u>		<u>0.8%</u>

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

15.5万人	2.1倍	32.6万人
<u>1.5%</u>		<u>3.4%</u>

通常の学級 (通級による指導)

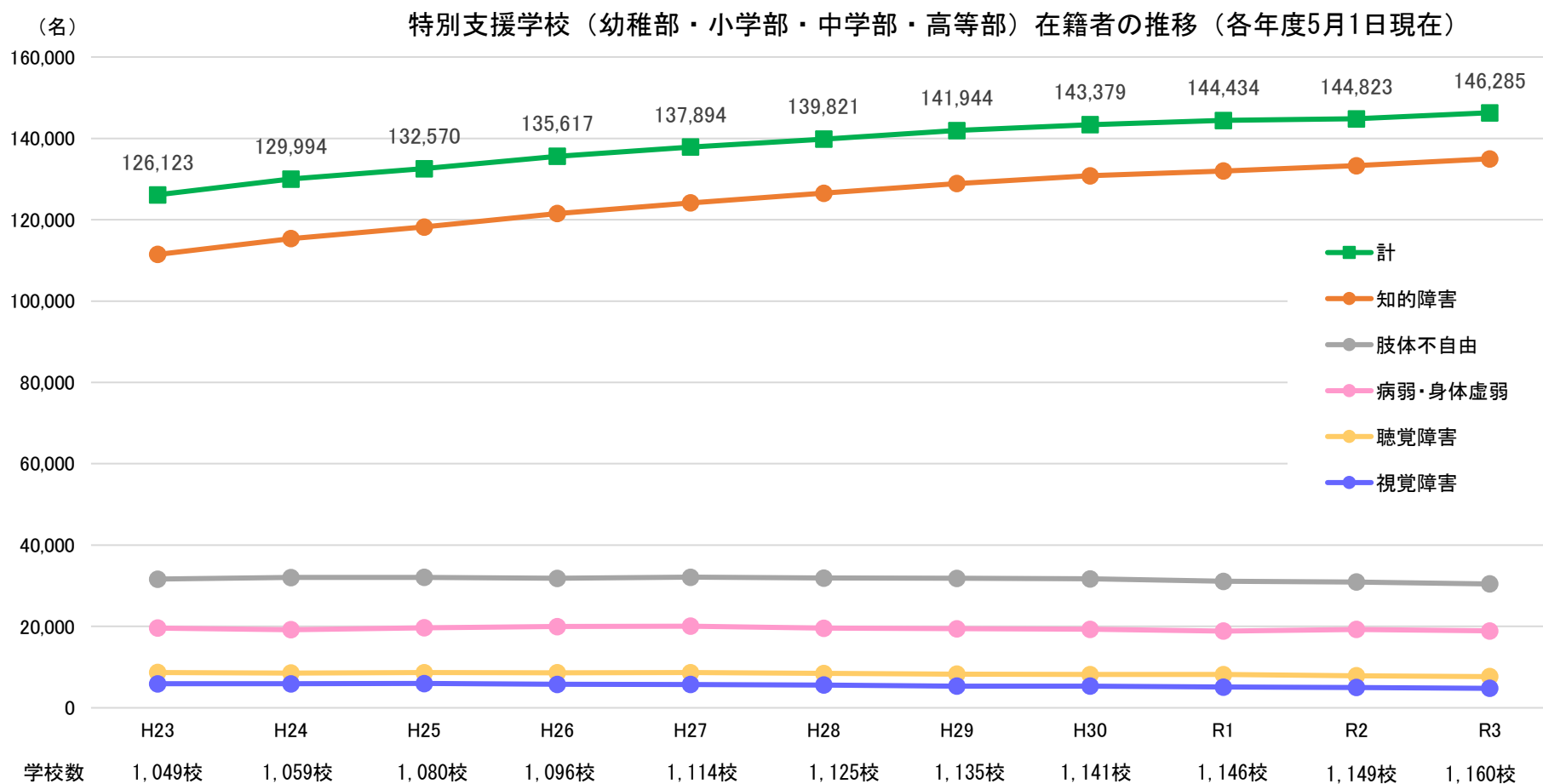
言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人	2.0倍	13.3万人
<u>0.6%</u>		<u>1.4%</u>

※平成23年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和元年度の値。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和3年度の状況】

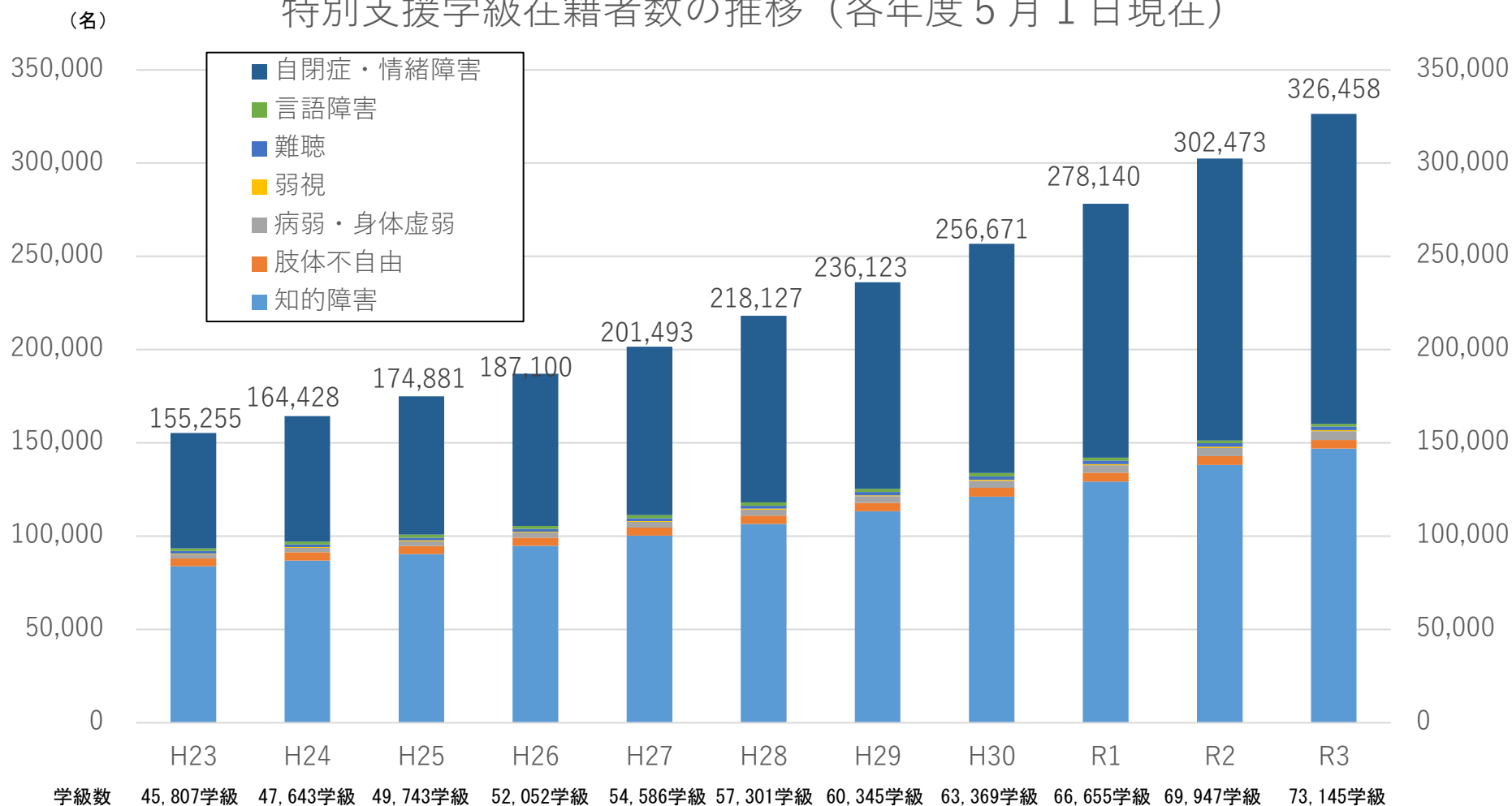
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	119	801	354	154	1,512
在籍者数	4,775	7,651	134,962	30,456	18,896	196,281
学級数	2,054	2,759	32,095	12,114	7,518	56,540

(出典)学校基本調査

※平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



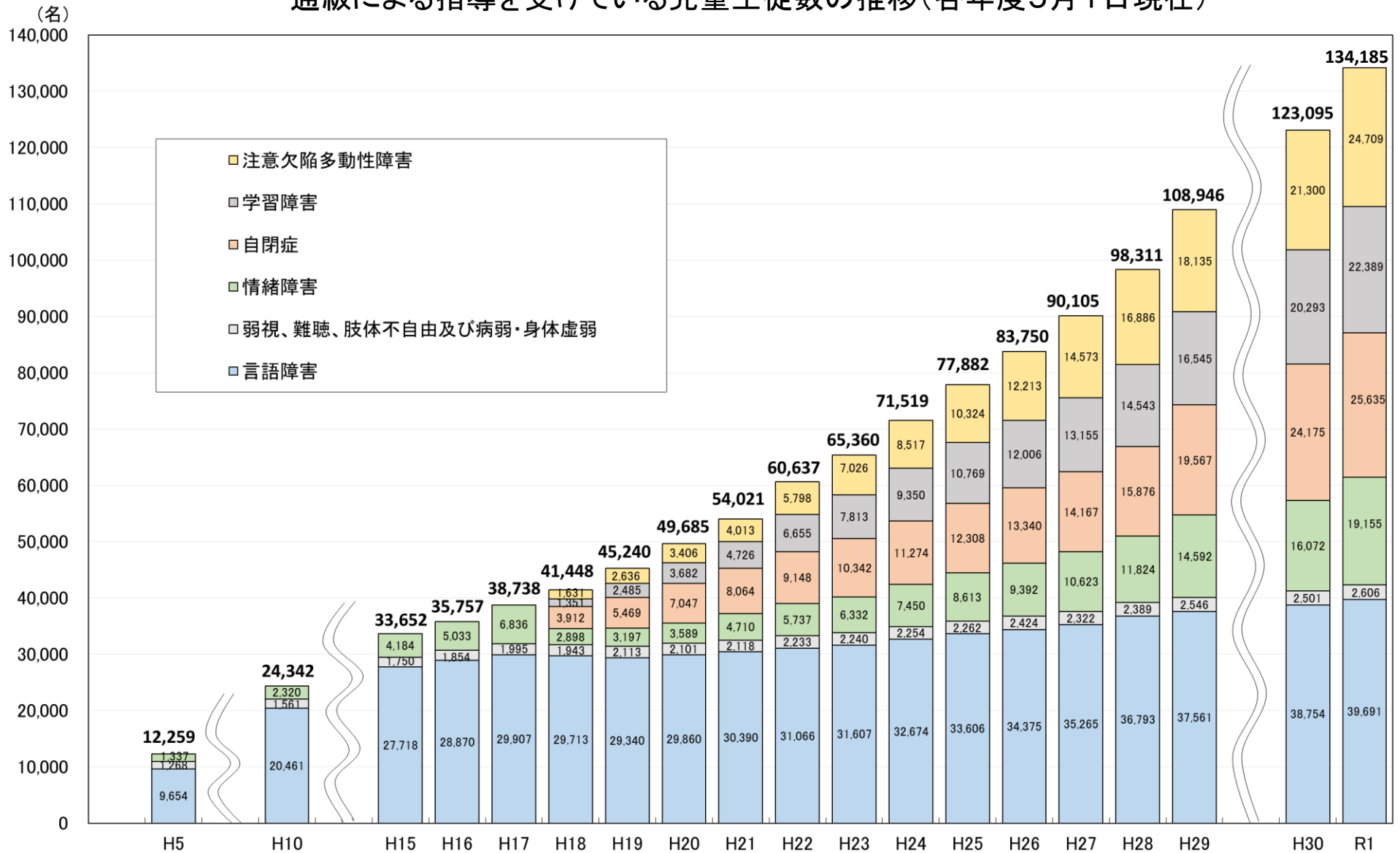
【令和3年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,948	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,322	326,458

(出典) 学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

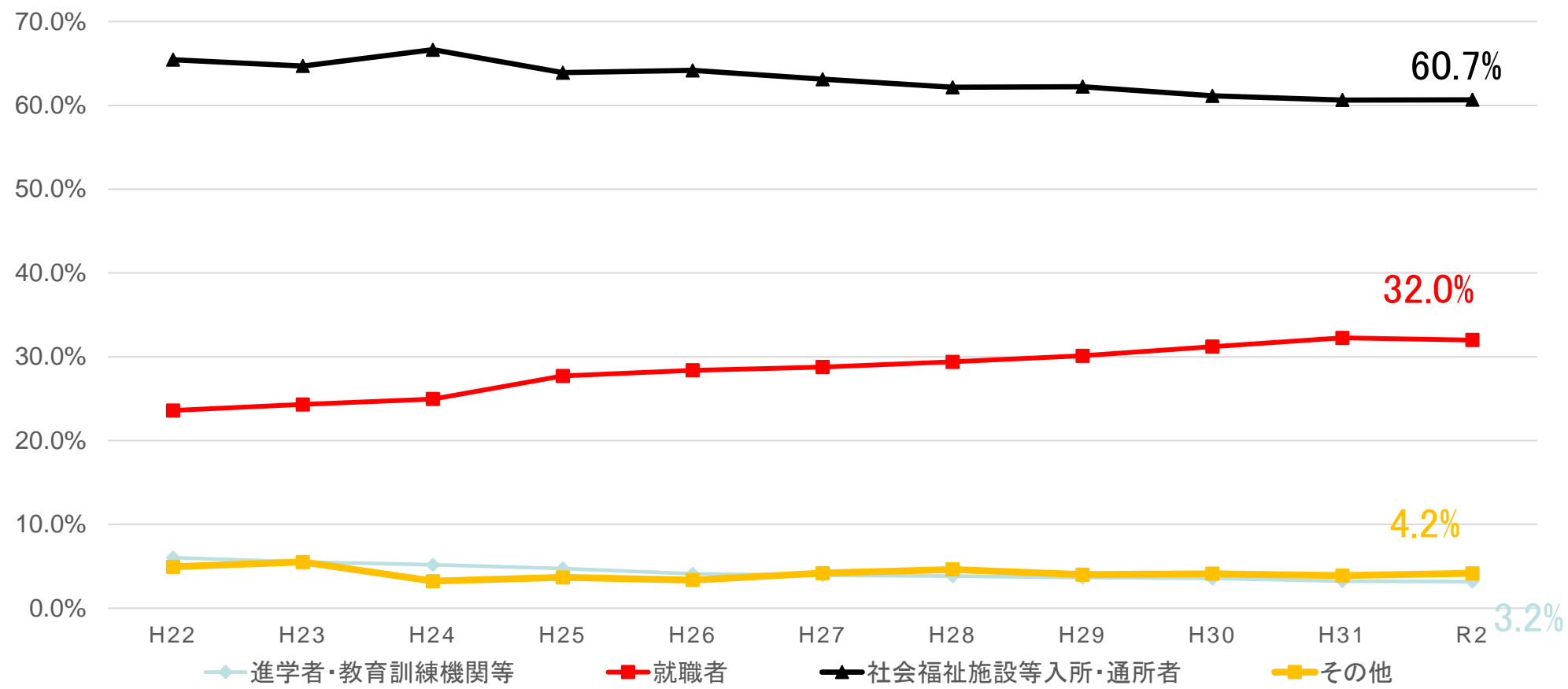
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

特別支援学校高等部（本科）における卒業後の状況

（令和2年3月卒業生）

区分	卒業生	進学者	教育訓練機関等	就職者等	社会福祉施設等入所・通所者	その他
計	22,515人	375人 (1.7%)	339人 (1.5%)	7,204人 (32.0%)	13,662人 (60.7%)	935人 (4.2%)

（学校基本調査より）



※「就職者等」について、令和2年度の学校基本調査で就職状況の区分が細かく分類されたことから、令和2年度においては「就職者等」の数を、平成31年度以前は「就職者」の数を学校基本調査から抽出することとした。

2. 令和4年度当初予算案

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額）

43億円
35億円



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置

2,611百万円（2,068百万円）（**拡充**）
2,400人分 ⇒ 3,000人分（+600人）

医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援

◆学校における医療的ケア実施体制充実事業

36百万円（42百万円）

- ①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ②医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発
医療的ケア看護職員等の研修機会を確保し、専門性の向上を図るため、効果的な研修方法の在り方等について調査研究を実施

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

128百万円（71百万円）（**拡充**）

- ①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究（**新規**）
文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施
- ②ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究
障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施
- ③ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施
- ④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業
高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

241百万円（240百万円）（**拡充**）

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

◆低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 （特別支援教育就学奨励費の内数）

824百万円（653百万円）（**拡充**）

（上限を12千円/年→14千円/年へ引き上げ）

低所得世帯（I区分：収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯）へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

52百万円（70百万円）

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

284百万円（284百万円）

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

20百万円（16百万円）（**拡充**）

特別支援学校（聴覚障害）を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等

その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施

背景・課題

「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」の成立・施行を踏まえ、**医療的ケア看護職員を配置**するとともに、**特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備**や**外部専門家の配置**を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。

○ 医療的ケア看護職員配置事業

- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**

(2,611百万円(2,068百万円))

2,400人分 ⇒ 3,000人分【拡充】

※校外学習や登下校時の送迎車両への同乗に係る経費も含む。

【参考】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
(令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行)
第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるものとする。

【参考】医療的ケア看護職員の効果的な配置も含め、医療的ケアの実施体制の構築に資する取組を実施するため、小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究を実施。

補助対象等

- ・都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園・小中高校・特別支援学校)
- ・補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

○ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- **特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進

(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

○ 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援** 348人

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領
第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い
児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めらるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

アウトプット（活動目標）

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

アウトカム（成果目標）

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展
(指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合
(令和3年度：-% (今年度調査予定))

インパクト（国民・社会への影響）

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

新たなニーズに対応した体制整備推進事業 (難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業)

令和4年度予算額(案) 19百万円
(新規)



文部科学省

趣旨

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。

現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談等に係る支援体制や必要な情報発信を強化することにより、聴覚障害児に対する支援のさらなる充実が求められている。

事業内容

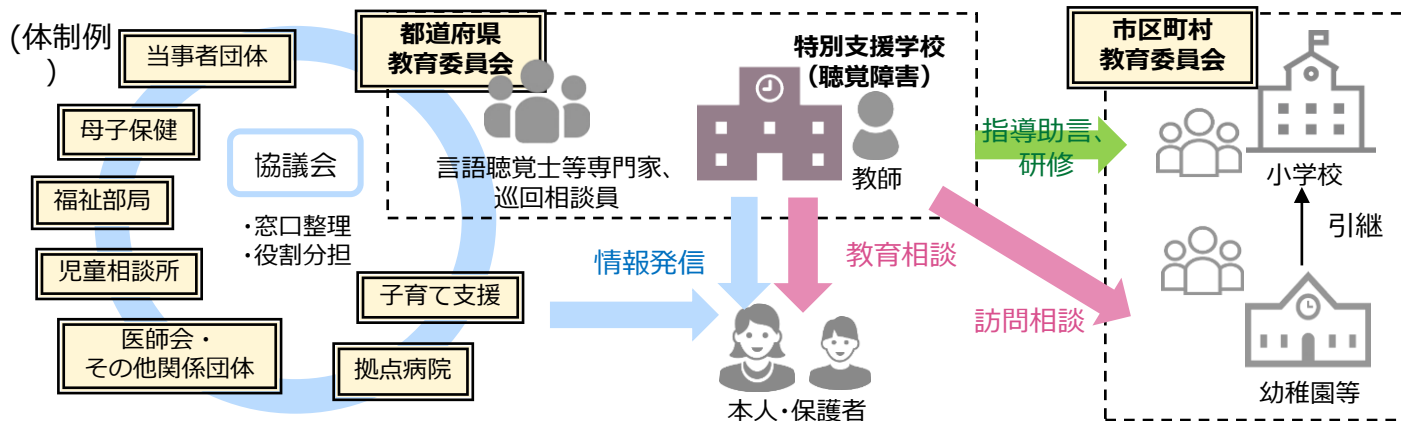
I. 就学前の教育相談の充実

- 特別支援学校(聴覚障害)を中核とした教育相談の機能強化
 - ・特別支援学校教師の専門性向上のための専門家(言語聴覚士)の活用
 - ・域内幼稚園・小学校等と連携した効率・継続的な教育相談の在り方の研究
 - ・域内小学校や公立施設を活用した教員の訪問教育相談等の在り方の研究
- 情報発信の機能強化
 - ・保護者に対し、福祉・医療等も含めた活用可能な支援情報の発信

- ・委託先：都道府県・指定都市教育委員会
- ・委託期間：3年間
- ・件数・単価：4箇所×4.5百万円

II. 切れ目ない支援の充実

- 幼稚園、小学校等の支援の質向上
 - ・専門家や特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能を活用した幼稚園等や小学校への指導・助言
 - ・幼稚園等や小学校の教師向けの研修の実施・開発



アウトプット(活動目標)

- ・特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、県域をカバーする難聴児の早期支援体制のモデルの構築

アウトカム(成果目標)

- ・支援モデルの周知による他自治体の取組促進
- ・教育相談の充実(対応件数増、相談者の多様化、関係機関への確実なリファーの実施等)

インパクト(国民・社会への影響)

早期支援が実施され、聴覚の障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

3. 「障害のある子供の教育支援の手引」



「障害のある子供の教育支援の手引」 (概要)

ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス(①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し)に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動(①)

- ・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス(②)

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス(③)

- ・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがよりの確に行われるよう、関連資料として、「**個別の教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら(文部科学省HP)



4. 参考

令和4年度 発達障害教育関係事業（国立特別支援教育総合研究所）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、教員や保護者をはじめとして幅広い国民に発達障害に関する最新の情報について提供し理解啓発を推進するとともに、教育現場で必要な基本的な知識と指導・支援に関する情報を提供しています。

■家庭と教育と福祉との連携に係るこれまでの取組

平成30年3月に文部科学省、厚生労働省によりまとめられた「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」を受けて、国立特別支援教育総合研究所では、国立障害者リハビリテーションセンターや国と連携しながら各種取組を実施。

<平成30年度>

家庭と教育と福祉の連携
「トライアングル」プロジェクト報告
(厚生労働省・文部科学省)

<令和元年度>

教育や福祉の分野において
発達障害者の支援に当たる
者に対する研修を行うための
研修カリキュラムの検討

<令和2年度>

・研修カリキュラムの実践的検証
・研修カリキュラム活用に向けた
「実施ガイド」「ポータルサイト」
による情報発信」の検討

<令和3年度>

・研修カリキュラムの検証
・「実施ガイド」の提案
・ポータルサイトの構築
・eラーニングコンテンツの作成

■令和4年度：これまでの成果（研修カリキュラムの検証、実施ガイド、ポータルサイト等）も生かした啓発・普及活動の一層の推進

成果普及のためのセミナー の開催

【目的】

これまで取り組んできた各種成果に関する啓発・普及を通して、発達障害のある子供の一貫した支援体制の構築を推進する。

【対象】 教員、教育委員会等

【内容】

研修カリキュラム活用事例の紹介
実施ガイド、ポータルサイト、
eラーニングの紹介など

医療・保健・福祉・労働と連携した切れ目ない支援のための情報発信

WEBサイト等を通じて広く発達障害に関する情報普及活動に取り組む。これまでの発達センターWebサイトに加え、令和3年度に、厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携して発達障害ナビポータルを開設し、その普及・充実を図る。



発達障害ナビポータル
(一般向けサイト)



発達センターWebサイト
(教員向けサイト)

発達障害に関する教材・教具の 展示室を通じた理解啓発

施設内に常設している「発達障害教育推進センター展示室」において、ライフステージに応じた教材・教具や支援ツールの展示、パネル展示や参考図書・映画の紹介、体験的な理解ができるコーナーなどを設置し、施設見学者への説明やWeb上での紹介を通して、発達障害に関する理解の促進、適切な対応や支援の充実を進める。

特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

研究

先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをもとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをもとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



最近の刊行物

研修

特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
 - ・ 障害種別専門研修（2ヶ月間）
 - ・ テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、150以上のコンテンツを配信

登録すれば無料でコンテンツを見放題！
- 免許法認定通信教育の実施



講義配信の視聴画面

情報普及

特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

HPは
こちらから！

Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。



インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご利用いただくことができます。

平成30年9月下旬より、実践事例の取組を分かりやすくまとめた概要版(実践事例データベースⅡ)、令和2年3月からインクルDBを活用した研修例、交流及び共同学習の事例及びや関連情報を掲載するとともに、特別支援学校における遠隔授業や新型コロナウイルス感染症対策の取組例等を掲載しています。

令和3年3月16日現在事例掲載数：500件

Aさんは字を書くのが苦手
困っているみたい。なんとかして
あげたいわ。



そうだ！このあいだの研修会
で「インクルDB」のお話があっ
たわ。早速調べてみよう。



字を書くことに関するたくさん
の事例があるわ。なるほど、こ
んな合理的配慮もあるのね。



保護者の方と支援の内容や方
法について合意形成します



Aさんは、字が書きやすくなった
みたい。よかったわ。



● 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援の充実を図るため、

- ・通常の学級や通級による指導において経験の浅い担当教員等を支援するための体制構築等に関する研究
- ・学習上のつまづきなどに対する教科指導の方向性の在り方等の研究
- ・通級による指導の担当教員等に対する研修体制の在り方や必要な指導方法等に関する研究
- ・児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の提供に関する研究

を実施

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h30/1420861_00005.htm



● 学校と福祉機関の連携支援事業

全国の他自治体において波及可能な、学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成し、公表

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h30/1420894_00004.htm

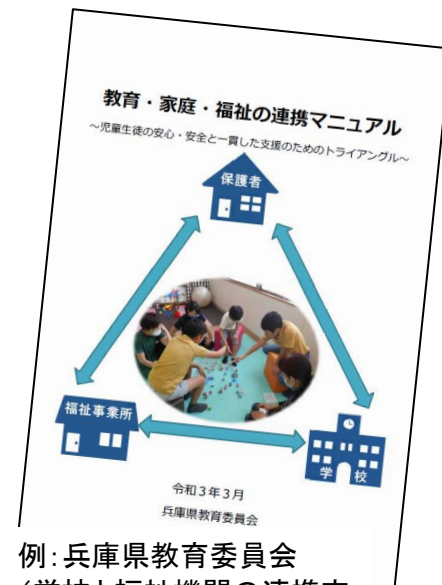


● 学校における医療的ケア実施体制構築事業

- ・酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について調査研究を実施。
- ・学校においてはじめて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる研修プログラムを作成。



例：東京学芸大学（発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業）



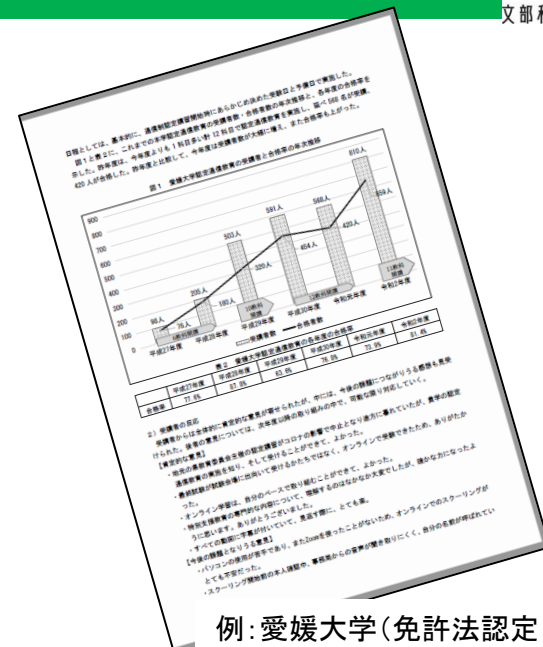
例：兵庫県教育委員会（学校と福祉機関の連携支援事業）

特別支援教育に関する調査研究（令和2年度）

●特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

特別支援学校教職員等の資質向上と特別支援学校教諭等免許状の保有率向上の観点のため、教育職員免許法に基づく免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育を大学において実施

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/r01/1422804_00004.htm

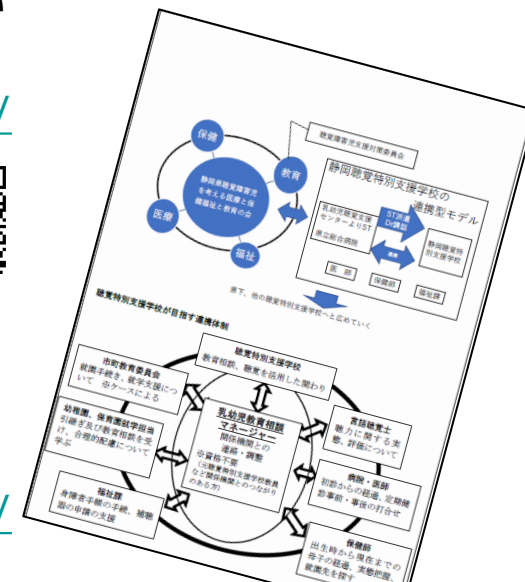


例：愛媛大学（免許法認定通信教育）

●特別支援教育に関する実践研究充実事業

- ・幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究
- ・新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・分析

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/r01/1422738_00001.htm



例：静岡県教育委員会（聴覚障害の乳幼児教育相談の充実）

●保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

乳幼児教育相談マネージャーの活用などを通じた聴覚障害に係る乳幼児教育相談の充実に取り組む

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/r01/1422804_00005.htm

